

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握及び事務簡素・合理化等に資するため、下記のとおり改正を行い、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。

記

1 「労働基準局報告例規一覧」の改正

「労働基準局報告例規一覧」の一部を次のように改める。

- (1) 「1. 監督課関係」「(2) 随時報告」「監 5 0 5」の項「報告すべき場合」の欄中「(10)」及び「(15)」の二項を削り、「(11)」を「(10)」とし、「(12)」を「(11)」とし、「(13)」を「(12)」とし、「(14)」を「(13)」とし、「(16)」を「(14)」とし、「(17)」を「(15)」とし、「(18)」を「(16)」とする。
- (2) 「1. 監督課関係」「(2) 随時報告」「監 5 0 5」の項「報告すべき場合」の欄「(2)」の項中「発生するおそれのある場合」を「発生するおそれがあり、全国的にも注目される場合」とし、「(3)」の項中「取り上げられた場合」を「取り上げられ、全国的にも注目される場合」とし、「(4)」の項中「社会問題として重要であり」を「全国的にも注目され、社会問題としても重要であり」とし、「(5)」の項中「世上問題となった場合」を「世上問題となり、全国的にも注目される場合」とし、「(13)」の項中「広く報道された事案」を「広く報道され、全国的にも注目される事案」とする。

2 「監 1 0 1」の改正

「監 1 0 1 建設業相互通報制度に関する報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「監 1 0 1 第 1 表 記載要領」の「8.」の項の次に次の一項を加える。
 9. 本報告については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報

管理システム又は電子メールを用いて報告しても差し支えないこと。

(2) 「監101第2表 記載要領」の「7.」の項の次に次の一項を加える。

8. 本報告については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム又は電子メールを用いて報告しても差し支えないこと。

3 「監402」の改正

「監402 監督指導業務及び措置状況等報告」の一部を次のように改める。

(1) 「監402 監督指導業務及び措置状況等報告(その2) 関係行政機関等との相互通報制度等の運用状況」の「区分」の欄「警察機関」に係る列の次に次の一列を加える。

出入国管理機関	
【	】
()

(2) 「監402(その2) 記載要領」中「3.」を「4.」とし、「4.」を「5.」とし、「5.」を「6.」とし、「2.」の項の次に次の一項を加える。

3. 「出入国管理機関」欄については、

(1) 「(A) について関係行政機関から回報のあった件数」欄の【 】内には事業場(受入れ機関)に対する措置件数を内数で、()内には技能実習生に対する帰国措置件数を、それぞれ計上すること。

(2) 「(B) について監督機関が処理した件数」欄の()内には、司法処分付した件数を内数で計上すること。

4 「監405」の改正

「監405 許可及び認定等件数調」の一部を次のように改める。

「区分」の欄「届出」の「安衛5条」に係る行を削る。

5 「監504」の改正

「監504 監察実施結果に関する報告」の一部を次のように改める。

「2.」の項の次に次の一項を加える。

3. 本報告については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム又は電子メールを用いて報告しても差し支えないこと。

6 「監505」の改正

「監505 情報の速報」の一部を次のように改める。

(1) 「5.」の項を削り、「6.」を「5.」とし、「7.」を「6.」とし次の一項を加える。

7. 本報告については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム又は電子メールを用いて報告しても差し支えないこと。

(2) 「1.」の号中「(18)」を「(16)」とし、「5.」の号中「(11)」を「(10)」とする。

7 「監506」の改正

「監506 昭和38年労働省告示第52号第4号の規定に基づく平均賃金の公示に関する報告」を次のように改める。

監506 昭和38年労働省告示第52号第4号の規定
に基づく平均賃金の公示に関する報告

1. 公示の写しを添付すること。
2. 本報告については、労働基準行政情報システムの通達・事務連絡情報管理システム又は電子メールを用いて報告しても差し支えないこと。

8 「安402」の改正

「安402 特定機械等設置状況報告」の一部を次のように改める。

(1) 「安402 特定機械等設置状況報告（その二）」の「(ホ) 移動式クレーン」

の欄中「種別」の項の「

ホイール クレーン

」を「

ホイール クレーン

」とする。

(2) 「安402 特定機械等設置状況報告（その二）」の「(へ) デリック」の欄中

「種別」の項「

ガイド リック

」を「

ガイ デリック

」とし、「

スチグレグ デリック

」を
「

スチグレグ デリック

」とする。

9 「安衛407」の改正

「安衛407 計画の届出審査結果報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「安衛407 計画の届出審査結果報告(その一)」の「事項」の欄「受理数」の「設置」、「移転」、「変更」及び「計」の各列における各行に「[]」を右詰めで加える。
- (2) 「安衛407 計画の届出審査結果報告(その二)の(1)」の「事項」の欄「受理数」の「設置」、「移転」、「変更」及び「計」の各列における各行(「機械等」の欄「移動式クレーン」の「設置」及び「移転」の列に係る行を除く。)に「[]」を右詰め(「機械等」の欄「軌道装置」、「架設通路」及び「足場」は、()の上部とする。)で加える。
- (3) 「安衛407 計画の届出審査結果報告(その二)の(2)」の「事項」の欄「受理数」の「設置」、「移転」、「変更」及び「計」の各列における各行に「[]」を右下詰めで加える。
- (4) 「安衛407 記載要領」の一部を次のとおりとする。
 - ① 「(その一)」の欄中「6.」の項の次に次の一項を加える。
 7. 労働安全衛生規則様式第20号の4(以下「様式第20号の4」という。)の下表の番号1に関する機械等(労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等)の設置等の状況を[]内に外数で記入すること。
 - ② 「(その二)の(1)」の欄中「2.」の号の次に次の一号を加える。
 3. 様式第20号の4により報告された機械等の設置等の状況を様式第20号の4の下表の番号ごとに該当する欄中の[]内に外数で記入すること。ただし、労働安全衛生法第88条第1項ただし書きに基づき計画届の免除認定を受けた事業者が特定機械等の落成検査、変更検査を受けた場合には、上述の数値に検査実施数を加えた数値を[]内に記入すること。
 - ③ 「(その二)の(1)」の欄の次に次の一欄を加える。
 - (その二)の(2)
 1. 様式第20号の4により報告された機械等の設置等の状況を様式第20

号の4の下表の番号ごとに該当する欄中の [] 内に外数で記入すること。